

令和4年度新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助金 交付決定後の手続きについて

1 計画変更の承認

補助事業の内容を変更しようとするときは、令和4年度霧島市新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助金変更交付申請書【第5号様式】にて、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。

- (1) 原則として申請内容の事業を実施することが必要です。
- (2) 実績額が、交付決定額を下回る場合は、変更交付申請を行ってください。
 - ※ 経費が減額となり、経費明細書の補助金の算定に基づき、再計算を行って、交付決定額の減額を行います。変更交付申請に関する詳細は事務局にご連絡ください。
- (3) 実績額が、交付決定額を上回る場合は、増額の変更交付申請をすることはできません。

2 交付決定後のスケジュール

- (1) 補助金は精算払いとなります。
- (2) 事業が完了したときは、事業完了日（補助対象経費の支払いまで含む。）から30日以内又は令和5年2月1日のいずれか早い日までに、以下の書類を作成し、申請時に事前確認を受けた【霧島商工会議所】又は【霧島市商工会】の事前確認を受けてください。※事前確認には、一定の日数を要します。事業完了後は速やかに事前確認を終えてください。事前確認を受ける際は、必ず電話で事前予約をしてください。
 - ① 実績報告書【第7号様式】
 - ② 事業実績書【第8号様式】
 - ③ 補助対象経費に係る領収証の写し等
 - ※ 1 「請求書」及び「領収証」又は「振込依頼書」の写し等
 - ※ 2 クレジットカード払いの場合は、「納品書」や「クレジットカード会社からの請求明細書」、引き落としを確認できる「通帳」の写し
 - ④ 補助事業の実施を確認することができる書類
 - ※ 備品の写真、納品された作成物の写真（備品については、全体と型番等が写っているもの）
 - ※ web上の成果品の出力したもの
 - ※ ホームページのリニューアルなどは、更新前と更新後を出力したもの
 - ※ 工事の場合は着工前と着工後の写真 など
- (3) (2)の①から④までの書類に、霧島商工会議所又は霧島市商工会が作成した【事前確認表】を添えて、提出してください。
- (4) 実績報告書類を確認のうえ、順次補助金額を確定します。補助金確定通知後に事業者から提出された請求書に基づき補助金を交付します。
- (5) 補助金額の確定にあたり、現地調査を行う場合があります。

3 交付決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが不相当であると認める事情が確認されたとき。

4 登録確認機関

※登録確認機関で事前確認を受ける際は、必ず電話で事前予約をしてください。

霧島商工会議所

住所・電話

霧島市国分中央三丁目 44-36 TEL 0995-45-2552

霧島市商工会

住所・電話

区分	住所	電話番号
隼人本所	霧島市隼人町内山田一丁目 14-10	0995-42-2128
溝辺支所	霧島市溝辺町有川 327-6	0995-59-2358
横川支所	霧島市横川町中ノ 1008	0995-72-0113
牧園支所	霧島市牧園町宿窪田 2129-2	0995-76-0150
霧島支所	霧島市霧島大窪 393	0995-57-0121
福山支所	霧島市福山町福山 5340	0995-56-2333

5 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電 話 : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 6 0 3

F A X : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 5 2 8

E-mail : shou-seisaku@city-kirishima.jp

U R L : <https://www.city-kirishima.jp>

受付時間 : 土日・祝日を除く午前 8 時 15 分～午後 5 時

実績報告関係書類は市ホームページからダウンロードできます。→→

